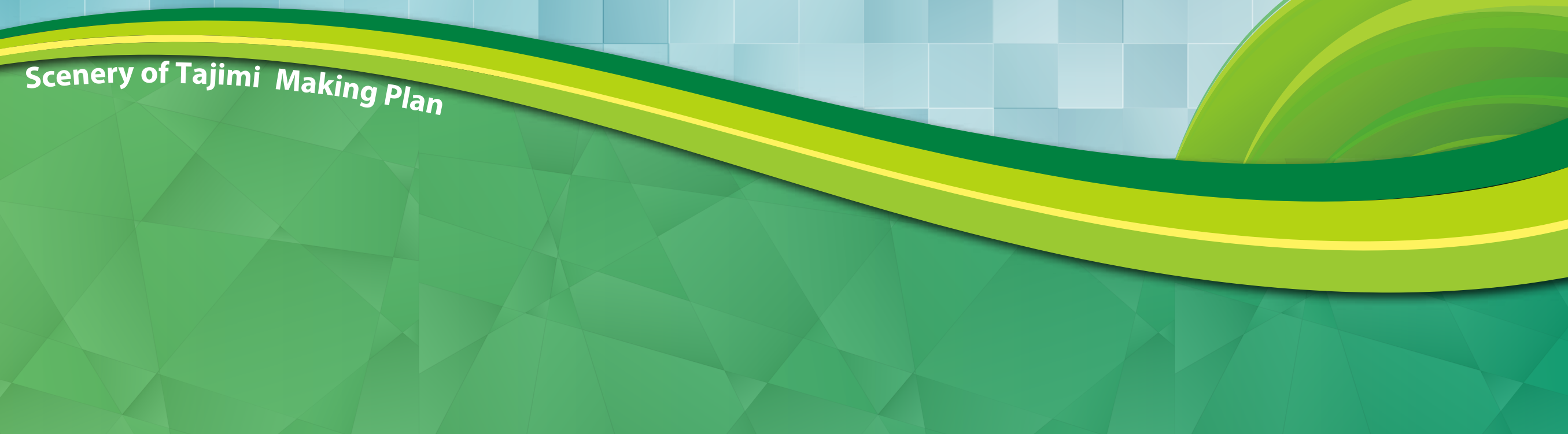
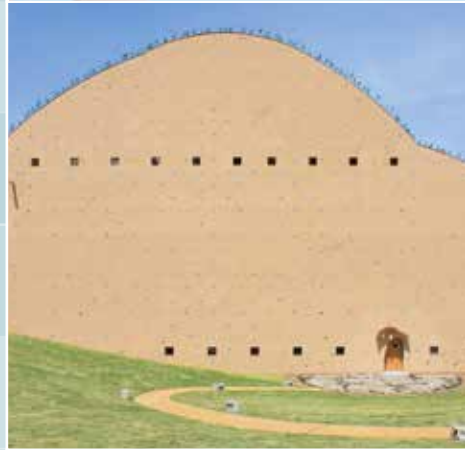


多治見市 風景づくり 計画

Scenery of Tajimi Making Plan



Scenery of Tajimi Making Plan

はじめに

わたしたちのまち多治見は、市の中央を流れる土岐川と、その周辺に広がる市街地、周囲を囲む山々から成る盆地です。

虎渓山が、中国廬山の虎渓に似ていることから名付けられたことでも伺えるように、多治見の山々や丘陵地の豊かな緑は、昔から現在にかけて、広く人々に親しまれてきました。

また、1300年以上も前から「やきもの」を作りつづけ、安土桃山時代の茶の湯の流行とともに、織部・志野・黄瀬戸・瀬戸黒等、他に類を見ない日本独自の焼き物を作り出し、明治以降は世界に向けて陶磁器を出荷してきた、「美濃焼」の文化を育んできたまちとして、全国的に知られています。

しかし、過去には、焼き物の産地として粘土の採掘や樹木の伐採が進み、周囲の丘陵地がはげ山と化してしまった時期もありました。現在ある緑は、荒涼とした山を市民の力で植林して復元されたものです。

こうした先人達の努力によってかたちづくられてきた多治見の風景は、わたしたちにゆとりとうるおいをもたらす大切な財産となっています。

しかし、大切な財産も、何もしなければ、街なみにそぐわない建物が建ったり、緑が減少したりして、失われてしまいます。

また、風景は、目に見えるものだけではなく、その背後にある歴史や文化、思い出といった、人の心の中にあるものも反映しており、みる人の価値観によって多様に理解されます。そのため、同じ山やまちなみ等をみても、それをみる人々の価値観がバラバラなままだと、風景を大切に作る心が働かず、美しい風景は形づくられていきません。

つまり、現在の多治見の風景を、美しくしていくのか、破壊していくのかは、市民次第といえます。

美しい風景を後世に引き継いでいくためには、わたしたちが、日々の営みの中で、風景を整え、美しい風景を守り育て創り出すための作法を身につけ、実践しなければなりません。

「多治見市風景づくり計画」は、全ての市民の参加と協働により、美しいまち多治見をつくり、将来へと引き継いでいくことを目的として、多治見らしい風景づくりを進めていくために必要な事項を、市民の意見を反映させながら景観法（平成16年6月18日法律第110号以下「法」という。）第8条の規定に基づき定めるものです。

多治見市風景づくり計画 目次

序章	風景づくり計画とは 1. 「風景づくりとは」 一景観から風景へー 2. 風景づくり計画の目的、役割、目標期間、区域	1 2
第一章	風景づくりの基本的な考え方 1. 風景づくりへの取り組み 2. 風景づくりの基本的な進め方 3. 風景づくりを進めるための3つの基本手法 4. 多治見の風景づくりの目標 5. 関係主体それぞれの役割、責任、義務	4 6 12 13 14
第二章	風景づくり計画区域における良好な風景づくりに関する方針 (法第8条第3項) 1. 多治見全体の風景づくりの方針 2. 風景づくりの全体計画	15 22
第三章	風景づくりのための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第2号)	29
第四章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号)	34
第五章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第4号イ)	35
第六章	風景づくり重点区域での風景づくり	36
第七章	風景づくりを進めるための方法 1. 3つの手法に基づく風景づくり 2. 市民の風景づくり 3. 風景づくりへの支援・助成等 4. 風景づくりの推進に向けて	40 46 49 50

序章 風景づくり計画とは

1. 「風景づくりとは」 - 景観から風景へ -

風景は、山、丘陵等の地形の上に森、川等が重なって、「自然的要素」がベースとなっています。その上に、人々が生活を通じて土地に刻みつけてきた建築物や祭り、行事等の、「歴史的要素」が重なっています。さらに、建築物や構造物、人々の活動といった、現代の生活の現れである、「生活文化的要素」が重なっています。

このような風景の構成要素が重なり、総合的な地域の特徴が「地域らしい風景」として現れます。「多治見らしい風景」とは、個々の建築物やまちなみ、自然等の景観を個別に評価するものではなく、総合的に捉えられるものだといえます。

多治見市の将来の風景は、これから行われる建築活動や開発、人々の経済活動や生活といった「生活文化的要素」によって創られていきます。そうした活動が、多治見の風景にとって重要な「自然的要素」や「歴史的要素」に配慮されないまま行われると、多治見らしさの秩序が乱れ、美しい風景にはなりません。

「風景づくり」とは、自然環境や歴史的資源等、現在の多治見の風景を形づくるものを大切にしながら、人々の活動により創られる建築物や道路、看板等を誘導することによって、地域に根ざした美しい風景を守り育て、整え、創り出すことをいいます。

〈風景のなりたち〉

多治見の将来の風景



2. 風景づくり計画の目的、役割、目標期間、区域

① 風景づくり計画の目的

多治見市では、平成13年に「多治見市美しい風景づくり条例(平成13年条例10号以下「条例」という。)を制定し、美しい風景づくりを進めてきました。

本計画は、これまでの風景づくりへの取り組みを基に、多治見らしい風景づくりを総合的に、かつ計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的とします。

② 風景づくり計画の役割

美しい風景を生み出していくためには、市民と行政がそれぞれの役割、責任と義務を認識し、お互いが協力しながら行動したり活動していくことが必要です。

本計画は、法に基づく計画で法を活用するための必須事項として策定するもので、都市計画マスタープラン、多治見市環境基本計画やその他関連する様々な法律に基づく計画と連携し、市民憲章にうたわれる美しい環境をつくり、健康ですみよい都市の実現のために必要な風景づくりの総合的な方策を示したものです。

多治見市では、平成18年に「多治見市風景づくり基本計画」を策定しました。この基本計画は、条例に基づき市民・行政共通の風景づくりの指針となるものとして定めたもので、法に基づく景観計画はこの基本計画を基にして法制度に則した基本的事項を定めることとしていました。

本計画を策定するにあたって、風景づくりに関する体制をわかりやすくシンプルなものとする 것을 目指し、基本的事項(法第8条第2項各号に定める事項)と風景づくりに関する方針(法第8条第3項に定める方針)を定めた景観計画に、風景づくりの指針となる「多治見市風景づくり基本計画」を盛り込み「多治見市風景づくり計画(法第8条第1項に定める景観計画)」として定め、風景づくりに関する方針や手法、制度を網羅した総合的な指針とします。

また、これまでの風景づくりへの取組を活かし、法で定める事項で使われる「景観」という言葉を「風景」や「風景づくり」といった言葉に置き換えて定めることとします。

③ 風景づくり計画の目標期間

計画期間 令和5年度～令和14年度の概ね10年間

なお、計画は概ね5年ごとに計画の進捗についての確認や評価・検証を行うとともに、上位・関連計画の見直しや社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて追加や見直しを行いながら運用するものとします。

④ 風景づくり計画の区域（法第8条第2項第1号）

多治見市では、市域全域を対象に多治見市美しい風景づくり条例により緩やかな景観誘導を行うとともに風景づくりに取り組んできました。

今後も、全市的な取り組みを継承し、さらに積極的に風景づくりを推進することから、風景づくり計画の区域は多治見市の市域全域とします。

図：多治見市風景づくり計画の位置づけ

